



基本施策4-1-1 安定した社会保障制度の推進

現状と課題

高齢化の一層の進行に伴い、国民健康保険及び後期高齢者医療保険制度を取り巻く状況は依然として厳しく、医療費の適正化と保険税（料）の適正な賦課が大きな課題となっています。

このような中、市民が安心して医療を受けることができるよう持続可能な保険制度の運営を行うとともに、被保険者の健康づくりに対する意識向上などに取り組む必要があります。

基本方針

国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金などの社会保障制度の安定的かつ継続的な運営を行うとともに、福祉医療制度を充実させ、市民が安心して医療を受けられるようにします。

また、被保険者の健康を守り、生活の質が高まるよう特定健康診査などの保健事業を充実させ、健康づくりの啓発を行います。

めざそう値

| 項目 | 令和2 (現状) | めざそう値 | |
|------------------------|-------------|-------|------|
| | | 令和7 | 令和12 |
| 医療保険制度などが安定していると思う人の割合 | 52.3% | 55% | 59% |

| 取り組み事項 | 内容 | 主な事業 |
|-------------------|--|---|
| ①医療保険事業の安定的な運営を図る | <p>特定健康診査などの保健事業を充実させ、市民の健康を守るとともに、レセプト点検、医療費通知などによる医療費適正化に取り組みます。</p> <p>また、将来にわたり、市民が安心して医療を受けられるよう医療保険事業などの持続可能かつ円滑な運営を図っていきます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険事業 ・後期高齢者医療保険事業 |
| ②福祉医療の充実を図る | <p>福祉医療制度を充実させることで、市民が安心して医療を受けることができる環境づくりに努めます。</p> <p>また、社会情勢、制度改正などに注視しつつ、給付と負担のバランスを考慮しながら、持続可能な制度の運用を図ります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢期移行者医療費助成事業 ・乳幼児等・こども医療費助成事業 ・重度障害者、高齢重度障害者医療費助成事業 |

| | 計画名称 | 計画期間（年度） |
|------|----------------------|----------|
| 関連計画 | 国民健康保険第2期データヘルス計画 | 平成30～令和5 |
| | 国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画 | 平成30～令和5 |

関係する
地域創生総合戦略



●戦略目標1 施策1 パパママ応援



基本施策4-2-1 安心して生活できる環境の整備

現状と課題

近年、空家が年々増加する中、適正な管理が行われていない空家が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。特に、高齢化率の高い地域、長屋家屋などにおいては老朽化による危険な空家も多く、こうした空家への対策が求められています。

また、路線バス、鉄道などの公共交通は、市民の日常生活を支えるとともに、来訪者の交通手段として地域の活性化の役割も担っていますが、人口減少などに伴う利用者の減少により、路線の維持が厳しい状況となっています。高齢化社会が一層進み交通弱者の増加が見込まれる中、地域での公共交通の存続が大きな課題となっています。

基本方針

空家等対策については、空家の所有者などに空家の利活用と適正管理を促すことを基本方針として、地域住民の生活環境の保全を図り、合わせて空家の利活用を促進するため、空家等対策を進めていきます。

公共交通については、西播磨地域の交通拠点である JR 相生駅の機能を十分に発揮するとともに、路線バスを維持し、高齢者を中心とした交通弱者のニーズに応じた交通施策に取り組みます。

めざそう値

| 項目 | 令和 2 (現状) | めざそう値 | |
|--------------------|--------------|-------|--------|
| | | 令和 7 | 令和 1 2 |
| 生活環境が充実していると思う人の割合 | 1 4 . 6 % | 1 8 % | 2 2 % |

| 取り組み事項 | 内容 | 主な事業 |
|----------------|--|------------------------------|
| ①空家等対策を推進する | 空家の所有者に対し、適時の通知と補助制度などの活用により、空家の利活用及び適正管理を促します。 また、空家に対する地域の苦情、所有者の相談などに対応する空家総合窓口で、早期の対応を図ります。 | ・空家等対策事業 |
| ②公共交通の利便性向上を図る | 市、市民及び交通事業者が一体となって、より利便性が高く、持続可能な公共交通のあり方を検討します。 また、減少傾向にある路線バスの路線及び便数の維持を図るため、路線バスの利便性の向上及び乗車促進の活動を行います。 | ・生活交通システム事業 ・地方バス路線維持補助事業 |

| | 計画名称 | 計画期間（年度） |
|------|--------------|----------|
| 関連計画 | 空家等対策計画 | 平成29～令和3 |
| | 地域公共交通総合連携計画 | 平成25～令和4 |

関係する
地域創生総合戦略



●戦略目標2 施策1 あいおい暮らしサポート



現状と課題

人口の減少、少子高齢化、単身世帯の増加などにより地域のつながりや地域コミュニティの醸成は厳しい状況になってきていますが、日常の地域生活、災害時の助け合いなど、地域のつながりは今後重要な役割を果たすため、地域コミュニティを維持することが必要です。

また、行政だけでなく、地域経営の担い手となる自治会、NPO、ボランティアグループ、地域企業などの多様な主体が、適切な役割と責任を分担していくことが求められています。

さらに、家庭、地域、職場など様々な場面では、性別による固定的な役割分担意識などが未だに存在し、家庭内のDV、職場でのハラスメントなども大きな問題となっています。

基本方針

市民が地域活動に積極的に参加し、市民同士の交流及び助け合いが促進できるよう、地域コミュニティの形成を支援します。

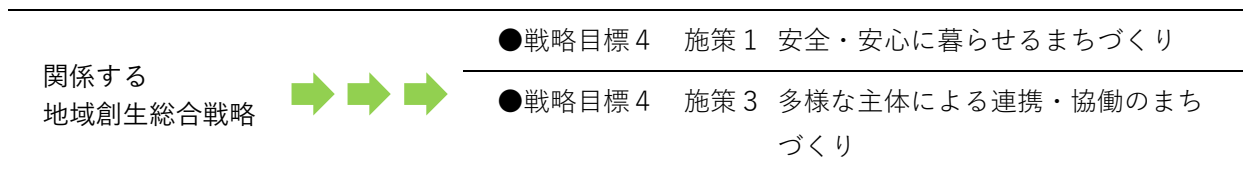
男女が社会のあらゆる分野で対等なパートナーとして理解し合い、それぞれの能力及び個性を発揮できる社会の実現を目指します。

めざそう値

| 項目 | 令和2 (現状) | めざそう値 | |
|-------------------------|-------------|-------|------|
| | | 令和7 | 令和12 |
| 協働によるまちづくりが進んでいると思う人の割合 | 19.1% | 24% | 30% |

| 取り組み事項 | 内容 | 主な事業 |
|------------------|---|---|
| ①地域コミュニティ活動を推進する | <p>地域の絆づくりの活動の促進を図るとともに、地域活動の拠点となるコミュニティ施設などの機能整備を支援します。</p> <p>また、市内を花と緑でうるおいと安らぎのあるまちにするため、緑化推進や環境などに配慮した取り組みを推進します。</p> <p>市民が、安心して消費生活が送れるよう、情報提供に努め、関係する市民団体などと連携し、事業を推進します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・緑化推進事業 ・消費者行政推進事業 ・地域自治支援事業 ・コミュニティ推進事業 ・集会所等設置費助成事業 |
| ②男女共同参画社会の実現に努める | <p>市民団体及び地域社会の様々な関係機関とネットワークを構築し、男女共同参画社会の普及活動を推進します。また、DVなどの暴力に悩む市民への相談などを行うとともに、DV防止に向けた啓発などの取り組みの充実を図ります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・いきいき男女共生事業 |

| | 計画名称 | 計画期間（年度） |
|------|--------------|----------|
| 関連計画 | 第2次男女共同参画プラン | 平成25～令和4 |





現状と課題

若年層を中心にライフスタイル、職業観の変化などにより、フリーターなどの増加、正規と非正規労働者間の賃金格差の拡大、正規労働者の労働負荷の増大など雇用を取り巻く環境は大きく変わっており、勤労者が安心して働ける雇用環境の整備が求められています。

また、商業では、インターネットの普及、消費者ニーズの多様化、ライフスタイルの変化などにより消費者の購買方法も変わり、それに合わせて商業のあり方も大きく変わっています。

そのような中、市内商店街などでは空き店舗が増加し、商店街の存続が難しい状況となっていますが、中心市街地の商店街は、商業施設であるとともに、人が集うコミュニティ機能を有し、まちのにぎわいづくりに大きく寄与しており、商店街の振興は地域の活性化につながります。

また、市内企業の大多数を占める中小企業は、本市の経済活動に重要な役割を果たしていますが、企業存続のための経営基盤の改善強化の対策が求められています。

基本方針

地域の活性化のためにも、若者が生まれ育ったまちで就職し、地域経済の担い手となるよう、大学などの新卒者及びUIJターンの既卒者が地元就職するための就労支援を行います。

また、中心市街地の商店街については、周辺の各施設・事業者と連携しながら商店街団体の自立を促すとともに、多様な都市機能が十分に発揮できる各種の取り組みを支援し、魅力ある商業地の集積に努めます。

また、商店街の空き店舗への出店及び新たな創業を志す者を支援し、地域の商業及び産業の振興に努めます。

めざそう値

| 項目 | 令和2 (現状) | めざそう値 | |
|-------------------|-------------|-------|------|
| | | 令和7 | 令和12 |
| まちのにぎわいがあると思う人の割合 | 4.0% | 12% | 20% |

| 取り組み事項 | 内容 | 主な事業 |
|--------------|--|---|
| ①就労環境の充実にを図る | <p>大学などの新卒者、UIJ ターンの既卒者などの若者と市内企業をマッチングし地元就職者が増加するよう、大学生インターンシップの受け入れ、合同企業説明会の開催などの取り組みを進めます。</p> <p>また、技術向上などの各種研修への参加を促し、市内企業の人材の育成を支援します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・就労促進事業 ・労働者福祉事業 ・シルバー人材センター育成事業 |
| ②商工業の活性化を図る | <p>創業、継業を志す若者などを対象に、創業支援ネットワークの相談サポート、創業セミナーなどの開催により持続可能な経営を支援し、新たな事業の創出、業態の育成及び市内商工業の世代交代を進めます。</p> <p>また、まちのにぎわいの中心となる商店街の活性化のため、空き店舗などの活用及び事業者自身による経営革新の取り組みを支援します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・商工業対策事業 ・計量推進事業 ・創業支援事業 ・商店街活性化事業 ・中小企業小額資金融資事業 ・商店街空き店舗等活用事業 |

| | 計画名称 | 計画期間（年度） |
|------|-------------------|----------|
| 関連計画 | 観・交・商連携型地域活性化事業計画 | 平成29～ |

関係する
地域創生総合戦略



●戦略目標3 施策1 魅力ある産業づくり



現状と課題

本市への観光客は、ペーロン祭、もみじまつり及びかきまつりの三大まつりのイベントを中心とした日帰り客が中心で年間70万人となっています。

観光は、交通、飲食、宿泊など市内商業の振興にも寄与し、地域のイメージアップ及び市民の地元愛の醸成にもつながる多様な波及効果を有しており、観光の振興により観光客の満足度を高め地域全体の活性化を図る必要があります。

また、国内観光客だけでなくインバウンド観光の推進を図り、様々なニーズに応えることのできる観光地域づくりを進めるため、関係機関と連携し、観光振興に取り組む必要があります。

基本方針

市の無形民俗文化財である「相生ペーロン」と特産品の「相生かき」を観光の二本柱として、本市独自の観光に取り組みます。

また、万葉の岬、羅漢の里など市の景勝地やまちの魅力を再確認し、既存の観光資源に磨きをかけるとともに、新たな資源を発掘し、にぎわいの創出と交流を活性化していきます。

また、インバウンドへの対応を含め、観光客をもてなす体制づくりを進めます。

めざそう値

| 項目 | 令和2 (現状) | めざそう値 | |
|-------------------------|-------------|-------|------|
| | | 令和7 | 令和12 |
| 観光振興が十分に組み込まれていると思う人の割合 | 10.0% | 15% | 20% |

| 取り組み事項 | 内容 | 主な事業 |
|------------------|--|---|
| ①魅力発信により観光客を誘致する | <p>100年の歴史を持つ「相生ペーロン」の独自文化を観光に活用し交流を図ります。特に、教育型体験プログラムとして学校、企業の研修などに活用されている体験乗船を核とした市内観光ルートづくりなどを進めます。</p> <p>「相生かき」のブランド力と交通利便性を活かし、シーズンを通じて相生かきの産地での飲食、購買、宿泊などの観光につながる取り組みを推進します。</p> <p>また、観光における様々な交通手段に対応するため、JR 相生駅前のあいおい情報ラウンジ及び道の駅・海の駅あいおい白龍城の情報発信力と快適性を高め、団体旅行にも対応した観光受入体制を確立するなど、相生観光の顧客満足度と質の向上を図ります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 相生ペーロン祭事業 羅漢の里もみじまつり事業 相生かきまつり事業 ペーロン海館管理事業 道の駅管理運営事業 観光協会推進事業 |
| ②広域観光を推進する | <p>年間を通じ多くの観光客が訪れる姫路城など近隣の観光地から観光客を呼び込むため、県、近隣市町及び関係機関と連携した広域観光に取り組みます。</p> <p>西播磨地域の交通拠点である JR 相生駅前のあいおい情報ラウンジやふるさと応援大使などの情報発信力を活用し、市内の宿泊施設や交通事業者と連携し、広域観光を推進します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ふるさと応援大使活用事業 観・交・商連携型地域活性化事業 |

| | 計画名称 | 計画期間（年度） |
|------|-------------------|----------|
| 関連計画 | 観・交・商連携型地域活性化事業計画 | 平成29～ |

| | | |
|------------------|---|--------------------------|
| 関係する 地域創生総合戦略 |  | ●戦略目標2 施策3 あいおいプロモーション |
| | | ●戦略目標3 施策3 地域資源を活用した観光振興 |



現状と課題

近年の地球温暖化などの環境問題は、自然環境の破壊、温室効果ガスの排出などが原因と考えられていますが、世界的な環境への意識の高まりなどに対応し、自然環境の保全と活用を図る必要が求められています。

このような中、市民、事業者及び行政が環境保全に対する認識を持ち、それぞれの責任と役割により、自ら実践していく仕組みづくりが必要です。

基本方針

森の豊かな栄養分が川を流れ、海を育てるように自然の循環は環境に大きく関わっています。このため、循環の連鎖に配慮した多角的な視点で、自然環境の保全と活用を市民とともに展開し、豊かな自然を次世代に承継していきます。

また、市民自らが温室効果ガス排出量の削減に取り組めるよう、啓発と環境学習を展開します。

めざそう値

| 項目 | 令和2 (現状) | めざそう値 | |
|----------------------|-------------|-------|------|
| | | 令和7 | 令和12 |
| 豊かな自然が保全されていると思う人の割合 | 68.3% | 69% | 71% |

| 取り組み事項 | 内容 | 主な事業 |
|----------------|--|--|
| ①環境汚染防止対策を推進する | 市民の住みよい環境を守るため、定められた環境基準の達成を目標とし、監視体制を充実させることで良好な環境を維持します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染常時監視網管理運営事業 ・水質汚濁調査運営事業 ・公害行政推進事業 |
| ②環境保全活動を推進する | 相生湾を中心とした自然体験型環境学習を市民及び関係団体と協働で実施し、市民の自然や地球環境に対する関心を高め、保全活動につなげます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・環境施策関連事業 ・自然公園管理事業 |

| | 計画名称 | 計画期間（年度） |
|------|------|----------|
| 関連計画 | — | — |



現状と課題

大量生産、大量消費、使い捨て型の生活様式及び嗜好の多様化の時代にあって、本市の廃棄物の排出量は、分別収集の徹底により、ほぼ横ばいの状態で推移しています。

しかしながら、依然として燃えるごみ・粗大ごみの中への資源物の混入及び不法投棄などは減少しておらず、更なる適正処理に努める必要があります。

また、斎場・墓地施設については、市民生活にとって不可欠な施設ですが、時代の流れ、価値観の変化などへの対応が求められています。

基本方針

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進、ごみの分別の徹底により、ごみ排出量の減量化、不法投棄などを防止し、市民及び事業者の環境への意識向上を図るとともに、処理施設の効率的な運営を通じて、廃棄物の適正処理に努めます。

斎場・墓地施設は安らぎのある場となるよう、適正な管理を行い、また、多様なニーズに柔軟に対応できるよう努めます。

めざそう値

| 項目 | 令和2 (現状) | めざそう値 | |
|-----------------|-------------|-------|------|
| | | 令和7 | 令和12 |
| クリーンなまちだと思ふ人の割合 | 75.0% | 76% | 77% |

| 取り組み事項 | 内容 | 主な事業 |
|----------------|---|--|
| ①ごみの適正な処理を推進する | <p>廃棄物の再資源化に取り組んでいますが、循環的な利用が行われていない廃棄物については適正な処理を進め、環境への負荷をできる限り低減します。</p> <p>また、老朽化する施設については延命化に取り組むとともに、広域的な処理を含めて、持続可能な処理方法の検討を行い、事業化に向け取り組みます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・塵芥収集事業 ・美化センター管理運営事業 ・リサイクルセンター管理運営事業 ・最終処分場管理運営事業 |
| ②し尿の適正な処理をする | <p>し尿収集について、水洗化への移行を図りつつ、効率的な収集に努めます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・し尿収集事業 |
| ③感染症の蔓延を予防する | <p>側溝などに発生する害虫などについては、地域の協力を得て、駆除を行うなど適切に対処します。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・衛生害虫駆除事業 |
| ④墓地などの適正管理に努める | <p>斎場の運営については、核家族化などに伴い、増加する家族葬など多様なニーズに柔軟に対応するとともに、施設について、点検及び計画的な改修により延命化を図ります。</p> <p>また、墓地需要の動向を正確に把握し、新たな市民ニーズに対応していくとともに、墓地全体の適切な管理運営に努めます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・葬儀事業 ・ささゆり苑管理運営事業 ・市営墓地管理事業 |

| | 計画名称 | 計画期間（年度） |
|------|-------------|----------|
| 関連計画 | 一般廃棄物処理基本計画 | |